

中小企業者とは

中小企業基本法第2条第1項及び第5項に規定する事業者をいいます(下記の表参照)。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
(1)製造業、建設業、運輸業 その他の業種((2)~(4)を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
(2)卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
(3)サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
(4)小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下